

お取引先のみなさまへ

『医療用医薬品卸売業における
景品類の提供の制限に関する
公正競争規約』変更のご案内

医療用医薬品卸売業公正取引協議会

平成 28 年 6 月 1 日施行 施行規則・運用基準の変更のご案内

私たちの医療用医薬品卸売業では、
公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた
公正競争規約に基づき
取引を不当に誘引する手段としての
景品類の提供を制限しています。

医療用医薬品卸売業公正取引協議会は、平成 25 年に公正取引委員会より改善指導を受けたことにより公正競争規約運用体系をより具体的に解り易くするために再整備を行い、公正取引委員会及び消費者庁との協議の上、平成 28 年 6 月 1 日に施行することができました。

医療用医薬品業界においては、景品表示法第 4 条の規定に基づく「医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限」（平成 9 年公正取引委員会 告示第 54 号）によって、取引を不当に誘引するための景品類の提供が制限されています。

私たちの「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」は、この告示を受けて景品表示法第 31 条第 1 項の規定に基づき、不当な景品類の提供による顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために景品類の提供の制限に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官（内閣総理大臣から権限委任）の共同認定を受けて設定された業界の自主ルールです。

お取引先のみなさまにおかれましては、公正競争規約の趣旨をご理解いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療用医薬品卸売業公正取引協議会

《変更された提供が制限される具体例》

規約第3条、運用基準第4条

1

- (1) 卸売業者が、自社から医療用医薬品を購入することを条件に、医療機関等と密接に関係する特定の団体、組織又は個人に景品類を提供するなど、医療機関等との取引を不当に誘引する場合
- (2) 卸売業者が、医療機関等に該当しない団体、組織又は個人に提供する景品類を医療機関等に配分させる場合
- (3) 医療機関等の金銭債務を代わって支払うことや、医療機関等が自ら負担すべき費用を代わって支払うこと又は便益労務を代わって行うことなど、肩代わり行為を行う場合
- (4) その他医療機関等に対する景品類の間接提供に当たるもの

2 前記(1)、(2)、(3)の具体例を列挙すると、以下のとおりである。

- ア 卸売業者が、自社から医師会の会員が医療用医薬品を購入することを条件に、上記医師会の会員の所属する医師会に景品類を提供する場合
- イ 医師会に提供した金銭が医師会の会員に配分される場合
- ウ 医療機関等の書籍・物品等の購入に際し、卸売業者が代わってその代金を店舗等に支払う場合
- エ 医療機関等が講演会等を開催する場合に、卸売業者が主催者又は共催者となり、本来相手方が負担すべき開催費用等を、卸売業者が負担する場合
- オ 医療機関等が患者に対し提供しようとして企画したサービス・物品等について卸売業者が代わって調達・提供を行う場合
- カ 医療機関等が従事者を雇用又は委託して行うべき業務(労務)について、卸売業者が代わって提供する場合
- キ 医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段として、
 - ①医療担当者及び医療業務関係者の家族及び親族並びに同家族及び親族が所属する団体等に対する金品、物品、便益労務等の提供をする場合
 - ②医療担当者及び医療業務関係者の出身学校に対する金品、物品、便益労務等の提供をする場合

規約第4条、施行規則第2条、運用基準第6条

- (1) 読影フィルム、電子媒体、検体等の患者に関わる個人情報及び個人情報が含まれる書類、物品、電磁的記録等の提出及び搬送
- (2) 医薬品納入後の棚入れ、医薬品の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業、施設内における医薬品等の移送、棚卸及び備蓄薬剤の管理に関わる行為
- (3) 反復継続した車輛の運行サービス、休・祝日及び時間外における車輛の運行サービス並びに先方の車輛等の運転
- (4) 以下の行為について勧誘すること又は取りまとめをすること。
 - ア 医療機関等の主催する各種行事、催事等への参加
 - イ 医療機関等への祝い品等の提供
- (5) 廃棄前提医薬品(以下アからキに掲げる、返品受領後、卸売業者の責任と負担により廃棄処分にせざるを得ない医薬品)の返品受領及び産業廃棄物(段ボール等)の受領
 - ア 温度管理を要する医薬品
 - イ 有効期限を経過した医薬品
 - ウ 開封された医薬品
 - エ 汚損、破損した医薬品
 - オ 製造中止となった医薬品
 - カ 卸売業者の社内基準により「返品不能」と指定されている医薬品
 - キ その他、価値、安全性等が棄損されている又はそのおそれがあると合理的に認められる医薬品
- (6) 医療機関等が提出又は受領を必要とする文書、書類等(レセプト、請求書、郵便物を含む。)の代理提出又は代理受領及び医療機関等が支払いを必要とする代金(公共料金、諸会費等)の代理支払又は代金立替
- (7) 医療機関等の広告物の配布のうち過度な負担、責任を伴うもの並びに医師会及び薬剤師会の会員向け配布物の配布
- (8) その他医療用医薬品の取引を不当に誘引する便益労務の無償提供